

地方税、地方交付税法等の一部を改正する法律案

[議事録 5/7]

- ・平成28年度地方交付税に対する見解
- 「赤字地方債」という言葉を用いる理由
- 交付税特会剰余金の活用時期と運用基準、現在の留保額
- トップランナー方式に対する見解

○吉川沙織君

先ほどから、総務省も財務省も同じような答弁をされていますが、平成28年度地方交付税総額については16兆7,003億円とされています。総務省が作成している平成28年度地方財政計画のポイントでは、このことについて、「前年度とほぼ同程度の額を確保しつつ、赤字地方債である臨時財政対策債の発行を大幅に抑制」とされています。

ここで気になりますのは、赤字地方債という表現です。臨時財政対策債は、地方財政法第五条に基づく建設地方債ではないという点で特例的な地方債です。しかし、個々の地方団体の財政運営の結果として生じた赤字を補填するというニュアンスが出ることを避けるために、口頭で説明する際には赤字地方債と言われる



ことはあっても、文章の中ではこれまでにこの表現を用いるのは避けられてきたんじゃないかと思っています。

これについて、単に分かりやすい表現であるから用いているだけで、深い意味はないおっしゃるかもしれません。しかし、臨時財政対策債は、地方交付税の所要額の確保が困難な中で、その代替措置として全国一律の枠組みで創設されたものです。

本来的には、もちろん法定率の見直しによって地方交付税総額が確保されるべきであるのに、それが許される状況でないとして地方団体に借金を強いてきたんです。

繰り返しになりますが、個々の地方団体の財政運営の結果とは関係がない以上、そういうニュアンスに誤解されることのないようにしなければならないと思います。実態として何かが変わるわけではないかもしれません、分かりやすいとか文章の上のこととか簡単に片付けるということではなくて、国の姿勢として守らなければならぬ矜持ではないかと思いますが、総務省の見解を伺います。

○政府参考人(安田充君)

お答えいたします。赤字地方債という文言についてでございますけれども、これは臨時財政対策債が、まさに、委員御指摘のように、地方財政法五条で定められている投資的経費等ではなくて、地方の財源不足に対して特例的に充当される地方債であることから、こうした臨時財政対策債の性格を表現する趣旨で用いているものでございます。

今まで使っていないではないかという御指摘でございますけれども、毎年度、地方財政計画の国会提出に合わせて公表しております地方財政計画のポイントにおきましては、平成 26 年度からこの臨時財政対策債について赤字地方債という表現、用いているところでございます。また、制度発足時の平成 13 年度の地方財政対策から、国会答弁におきましても当時の総務大臣が赤字地方債という文言を用いてきたところでございます。



○吉川沙織君

もちろん口頭で表現することを否定するわけではありません。でも、今の局長の答弁から、平成 26 年度から書いているということでした。これは今申し上げた私の問題意識からすると、これは別に書くことはいいとお考えで書いているんだと思いますが、その認識で合いますか。

○政府参考人(安田充君)

基本的には分かりやすい表現ということで用いているというふうに理解しているところでございます。

○吉川沙織君

分かりやすいとか文章のこととかで片付けるのではなくて、やっぱりそういう表現は、もちろん分かりやすさを追求するのも大事です、大事ですけれども、そういう元々の問題意識に立てば、やはり安易に使うということは避けるべきではないのかなということをお伝えして、次の質問に行きます。

平成 28 年度地方交付税総額の積算を見ていって気付くこと、例年行われている交付税特会剰余金の活用が平成 28 年度においては行われていないということです。特会剰余金の活用が行われていないのはいつ以来ですか。また、活用するか否かの運用基準はあるんでしょうか。さらに、特会剰余金、現在幾ら留保されているのか、総務省に伺います。

○政府参考人(安田充君)

御指摘のように、今年度、特会剰余金については活用していないわけでございまして、これは平成 7 年に活

用していない実績がございまして、それ以来ということになります。

○吉川沙織君

平成 7 年度以降行われていないということですが、この交付税特会剩余金の活用を行わなくとも所要の地方交付税総額を確保することができているということなのかもしれません、仮の話で恐縮です、仮の話で恐縮ですが、仮に交付税特会剩余金を活用していれば、例えば臨財債の発行を更に抑制することができる

のではないかという見方もできます。



地方交付税は間接課徴形態の地方税であり、地方固有の独立財源であると総務省は説明してきましたけれども、こういった地方交付税の性格、つまり、補正予算で増枠した地方交付税は地方団体に交付しないで翌年度に繰り越して、活用可能な剩余金はため込んでしまう。こういった状況では、見る人によっては地方交付税を総務省がいいように左右していると言われても仕方ないという側面が出てくると思いますが、こういった地方交付税の性格に照らしても、これを平成 7 年度以降使っていない、活用していないということですが、これずっとこういう状態であるのは総務省としてどうお考えですか。

○政府参考人(安田充君)

まず、交付税特会の剩余金を翌年度の地方財政対策に活用するということによれば、御指摘のように、その分だけ地方交付税増額されまして、臨時財政対策債の発行が同額減額されるということになるだろうというふうに思います。

28 年度の地方財政対策におきましては、地方税が増収となる中で、交付税総額につきましては前年度とほぼ同額の 16.7 兆円を確保できたと、また、赤字地方債である臨時財政対策債の発行を 0.7 兆円減額し、大幅に抑制できたということから、あえてこの交付税特別会計の剩余金を活用する必要はないというふうに判断したところでございます。

○吉川沙織君

あえて活用する判断には至らなかったということですが。

また、交付税の算定というところから、今回この委員会でも、それから衆議院の委員会でもかなり議論になっていますが、トップランナー方式というところから、次、質問したいと思います。

これは、歳出の効率化を推進する観点から、歳出効率化に向けた業務改革で他団体のモデルとなるようなものを地方交付税の基準財政需要額の算定に反映する取組とされているものです。ここで歳出効率化と言われていますが、これは、民間委託等の業務改革により歳出効率化を行っている地方団体では、単にスリム化をするというだけではなくて、これによって節減された経費をほかの行政分野に振り向けているものと考えられます。したがって、歳出効率化の実態を踏まえるといふのであれば、どういった分野にこの節減したものが振り向かれてているのかという面での実態も調べてからやらないと、その部分では基準財政需要額が増えるように見直すということをしないとバランスがおかしくなってしまうのではないかと考えます。

だから、今総務省が進めようとしているトップランナー方式は、歳出効率が単なるスリム化という意味で捉えられていて再構築にはなっていない、こういう見方もできます。そのため、これが地方交付税の削減を目的とするものではないと幾ら委員会の中で答弁をされても、説明をされても、信用ならないということで次から次へと質問が出てくるんだと思います。

総務省は大体このトップランナー方式について、当委員会でも衆議院の総務委員会でもこのようなことを答弁されています。各地方公共団体が対象となる業務をどのように実施するかは地域の実情等を踏まえて自主的に判断される、結果として民間委託等が進み、職員が減少することはあり得る、どのような対応をするかはあくまで各地方団体が判断すべき。形式的な答弁として、形的にもこのとおりだともちろん思います。ただ、実際にこの型どおりのことが行われているかといったら、そうではないと思います。



詳細は省きますが、この辺り、地方団体が予算編成を行う際に、財政部局は予算の要求部局に対して地方交付税の算定基準に基づいて予算要求するべきと迫るんじゃないかなと思います。そうなると、従来よりも少ない予算で業務を行わざるを得なくなったり民間委託等を行わざるを得なくなったりすることも想定されますが、これを自主的判断で行ったと言い切るのは無理があるんじゃないかなと思います。

この辺りの事情は、総務省は各都道府県に、重要なポストのところにいっぱい出向されていますから御存じだと思います。総務省の見解を伺います。

○政府参考人(安田充君)

トップランナー方式についてのお尋ねでございます。今回、地方交付税の単位費用の積算に当たりまして、多くの団体が民間委託等の業務改革に取り組んでいる業務につきまして、その経費水準を合理的かつ妥当

な水準、これは単位費用の積算についてはそういうこと、考え方で積算しろと法律に書いてあるわけでございますが、としたところでございます。

これを導入するに当たりましては、法律等により国が基準を定めている業務や地域振興等の業務は対象から除外する、それから既に多くの団体で業務改革に取り組んでいる業務を対象とする、地方団体への影響等を考慮して複数年掛けて段階的に反映するとともに、小規模団体等の地域の実情を踏まえて算定を行うということにしておりまして、地方団体の御意見も踏まえて適切に交付税の算定を行いたいというふうに考えてございます。

○吉川沙織君

適切に行いたいということですが、この地方財政計画上の地方公務員数を積算するに当たって、一般職員



の中に民間委託等推進分というものがあります。トップランナー方式を全ての団体で仮に行うとして算定していった結果、職員数の増減状況を見ると、民間委託等推進分というのがあって、この民間委託等推進分というのが増えることになって、そうなると、民間委託されるとその分計画上の人員が減ります。これに伴って、給与関係経費も減り、最終的に

地方交付税の総額も減るなんということはないと思いますが、どうですか。

○政府参考人(安田充君)

地方財政計画上の職員数についてでございますけれども、これ、算定の仕方を御説明申し上げますと、義務教育職員、教職員や警察官など国の法令等により定数が定められているものは法令等に基づいて算出すると。その他の職員、一般職員につきましては、地方団体全体の直近の職員数の純減の実績あるいは地方団体が定めている今後の定員管理計画の内容等を勘案して計上しているところでございます。

交付税算定における本年のトップランナー方式の導入が直ちに本年の地財計画の職員数に影響しているというものではございません。

○吉川沙織君

財務省に伺います。この財政審の建議の中に、実は、「給与関係経費の適正化を進める観点から、技能労務職員のように民間活用の取組が遅れている分野や、窓口業務などの定型的な業務等について、民間委

託の取組を加速して経費節減を進めていくことが必要である。」と文言が建議の中に明記されています。
今回のトップランナー方式と併せて何か御所見ありますか。

○政府参考人(茶谷栄治君)

お答え申し上げます。一般的に経費の節減というのを聖域なくやっていくということはもう常に求められるところでございまして、それを一つの形で、そういう形で記述させていただいたところでございます。

○吉川沙織君

給与関係経費の適正化が何を指すのか分かりませんけれども、民間委託等が推進されることによって人員が減って、結果、地方交付税総額が減らないようにこれは注視ていきたいと思っています。

続きの議事録(6/7)は、こちらです。